

箕輪町商工業振興資金融資制度内容 取扱金融機関：町内の銀行・信用金庫・信用組合各支店

資金名	融資対象者	資金用途	貸付限度	利率	貸付期間	措置期間	保証人	担保	保証料
運転資金	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方	運転資金	1,500万円	年2.1%	7年以内	1年以内	原則として法人代表者以外は不要 ※1	必要に応じて徴する	全額又は一部を町で負担します ※2
設備資金		設備資金	1,500万円						
特別小口資金	小規模事業者 従業員数が20人(商業又はサービス業(旅館業・娯楽業を除く)は5人)以下の会社又は個人	運転資金	2,000万円	年1.8%	7年以内	1年以内		徴しない	
		設備資金		年1.7%					
経営安定対策資金	①信用保険法第2条第5項の各号に該当する認定企業 ②取引先の倒産防止のための資金を必要とするもの ③経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じているもの	運転資金	1,500万円	年1.8%	7年以内	1年以内	必要に応じて徴する		

※1 現行の長野県中小企業融資制度例規に準じて取り扱う

※2 詳細はP3 信用保証料を参照